

令和4年度 委託契約最低賃金一覧

別紙1

区名	条例の有無	令和4年度最低賃金額	令和3年度最低賃金額	公契約の範囲		是正措置等	備考
				金額	業務		
1 千代田区	有	1,104円	1,095円	2,000万円以上	施設総合管理、給食調理、警備、清掃等	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	職種別に設定、清掃員1,122円、警備員1,463円等
2 中央区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
3 港区	無	1,120円	1,100円		建物清掃、用務、給食調理等の長期継続契約		港区労働環境確保策（要綱）に基づく。
4 新宿区	有	1,080円	1,050円	1,000万円以上	全て	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	
5 文京区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
6 台東区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
7 墨田区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
8 江東区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
9 品川区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
10 目黒区	有	1,100円	1,080円	1,000万円以上	施設総合管理、給食調理のみ	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	
11 大田区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
12 世田谷区	有	1,170円	1,130円	2,000万円以上	全て	無	
13 渋谷区	有	1,127円	1,122円	1,000万円以上	清掃、保育施設運営、給食調理のみ	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	
14 中野区	有	1,041円	1,013円	1,000万円以上	未定	不明	条例は令和5年度から適用
15 杉並区	有	1,093円	1,083円	1,000万円以上	建物清掃、施設総合管理、学校用務等	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	
16 豊島区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
17 北区	有	1,041円	1,013円			不明	条例は令和5年度7月以降対象
18 荒川区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
19 板橋区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
20 練馬区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
21 足立区	有	1,094円	1,094円	9,000万円以上	設備機器の運転管理、電話交換、受付案内のみ	有（立入調査、是正勧告、契約解除）	
22 葛飾区	無	1,041円	1,013円				最低賃金と同額
23 江戸川区	有	1,080円	1,050円	4,000万円以上	全て	有（立入調査、是正勧告、契約解除、損害賠償請求）	
<b>23区平均賃金額</b>		<b>1,067円</b>	<b>1,043円</b>	24円 増	※複数の職種を設定している場合は最も安いもの		
<b>公契約条例設置8区平均額</b>		<b>1,106円</b>	<b>1,088円</b>	18円 増	（*本年度未適用の中野区、北区を除く。）		